

医療情報取得加算に関するお知らせ

当院は、オンライン資格確認について下記の整備を行っており、薬剤情報、特定健診情報等の診療情報を取得・活用することで、質の高い医療の提供に努めています。

- ▶オンライン資格確認を行う体制を有しています
- ▶受診歴、薬剤情報、特定健診情報、その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行います

国が定めた診療報酬算定要件に従い、2024年6月1日より下記の通り診療報酬点数を算定いたします。

～ 医療情報取得加算 ～

<初診時>

- ▶加算1 : 3点 (月に1回)
 - ・健康保険証にて資格確認を行った場合
 - ・マイナ保険証にて資格確認を行ったが、診療情報の取得に同意しない場合
- ▶加算2 : 1点 (月に1回)
 - ・マイナ保険証にて資格確認を行い、診療情報の取得に同意した場合
 - ・他の医療機関から診療情報提供を受けた場合

<再診時>

- ▶加算3 : 2点 (3カ月に1回)
 - ・健康保険証にて資格確認を行った場合
 - ・マイナ保険証にて資格確認を行ったが、診療情報の取得に同意しない場合
- ▶加算4 : 1点 (3カ月に1回)
 - ・マイナ保険証にて資格確認を行い、診療情報の取得に同意した場合
 - ・他の医療機関から診療情報提供を受けた場合

正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証の利用にご協力をお願いいたします。

※従来通り、健康保険証による保険証確認はできますが、2024年12月2日より現行の保険証は新規発行されなくなります。月に1回の保険証確認時には、マイナンバーカードによる健康保険証の確認のご協力をよろしく申し上げます。

2024年6月1日

社会医療法人有隣会 東大阪病院

院長 北野 均